

名古屋家庭裁判所委員会（第30回）議事概要

1 日時

平成30年7月13日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

名古屋家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

小笠原委員，勝委員，鹿野委員長，川上委員，河野委員，小島委員，高橋委員，田中委員，檜崎委員，新田委員，平田委員，堀内委員，森委員，和久田委員

（事務担当者）

加藤少年部裁判官，大貫首席家庭裁判所調査官，紫藤家事首席書記官，可知少年首席書記官，守安次席家庭裁判所調査官，浦川主任家庭裁判所調査官，藤原事務局長，山田総務課長，福岡総務課課長補佐

4 議事

(1) 開会

(2) 委員長選出

(3) 前回（第29回）での意見についての報告

(4) 名古屋家庭裁判所における少年事件における教育的な働きかけの実情等についての説明

(5) 意見交換

テーマ「少年事件における教育的な働きかけ」（別紙のとおり）

(6) 次回開催日及び意見交換テーマ

平成31年1月24日（木）午後1時30分

意見交換テーマは，未定

(7) 閉会

(別紙)

協議テーマに関する意見交換

(◆：委員　○：委員長　△：事務担当者)

- 事務担当者からの説明を踏まえ、御意見を伺いたい。
- ◆ 清掃活動の意義は良く理解できるものの、清掃活動と「親子関係の見直し、公共心の涵養をはかる」という目的のギャップがあるように思われる。目的と活動を結びつけるための手当を、少年に対して、どのようなアプローチで行っているのか。
- △ 活動に当たっては、家庭裁判所調査官が少年と面談をして、清掃活動の意義などを説明している。例えば、具体的な被害者がいないような社会全体に迷惑をかけたという事件であれば、社会の一員として、社会に迷惑をかけたことに対して、社会に恩返しする形として清掃活動を予定しているが、それに参加してみないかという声をかけるなどしている。実際に参加した後には、一般の方から「綺麗になったね。」、「御苦労様」などと声を掛けてもらえることが嬉しかったと述べる少年が多く、自分が社会の一員であることを少年が実感できていると感じている。
- ◆ 暴力性の低い性犯罪の非行が増えているということであるが、性犯罪の非行に対するプログラムとしてどのようなものがあるのか。
- △ 家庭裁判所調査官作成のワークブックによる指導や看護師から性に関する知識や被害を受けた女性の感じ方などについての指導を行っている。また、精神的な障害が性犯罪の非行に繋がっているのではないかと考えられる場合には、精神科医による診断なども行っている。
- 今と昔で子どもの社会性は、どのように変わったのか。また、今の子どもたちに、自分たちが社会の一員だと感じてもらうためには、どのような工夫が効果的かについて、御意見をいただきたい。
- ◆ 少年たちにとっては、SNS活用のロールモデル、SNSで上手くコミュニケーションをとっている人のやり方を見るなどの機会がないのかもしれない

のではないかと思う。文字情報だけのコミュニケーションは大人でも難しいので、何かモデルがないと少年としては難しいと思う。

- SNSが子供たちに与える影響などは何か。
- ◆ 社会とのつながりが希薄な少年も多く、密着した関係であるはずの家族とさえもつながりが薄い少年に対して、家族モデルをイメージして指導しようとしても効果が薄いように思われる。そうだとすれば、地域や家族に頼ろうとしても改善されにくいことが、裁判所が苦勞しているところのように感じた。
- ◆ 最近の若い人は、メールなどを多用している一方、電話や対面での会話が少ないように思える。少年に対して何かを取り戻させるには、古い方法なのかもしれないが、対面して人の暖かさを感じてもらうことが重要だと思う。
- ◆ 大人であっても、言いにくいことなどは、対面や電話を避ける傾向にあると思う。子どものやりとりを身近で見ている、社会性がないとか、相手の気持ちに鈍感だということではなく、むしろ、敏感になりすぎているように感じている。
- ◆ 少年たちが自分たちの思いを誰かに伝えることが大事だと考えているが、データによると、非行まではいかないが不良から立ち直ったと思われる少年は、誰かに自分の思いを伝えるということと、自分のことは人に頼らず自分でやるということとの両方のバランスが取れていたことが分かってきたので、そのバランスを取るようにすることが重要だと思う。
- ◆ 保護観察における社会貢献活動でも清掃活動が多いが、一般の方に感謝などの声を掛けてもらえると、少年の印象に強く残るようである。そう考えると、清掃活動には、大きな意義があると思う。
- ◆ 裁判所における教育的な働きかけは、数回で終わるようだが、子どもは数回の活動でも変わっていくかもしれないけれども、親は数回の活動では変わらない。重要なことは、数回の活動で終わりにするのではなく、その後にも継続して活動していくことだと思う。少年事件の件数は少なくなっているということだが、大人へのケアをしていると、過去に非行問題を起こした人が、大人にな

ってケアが必要になる場合も多くあるため、少年から大人になるまで継続性のある地域ケアがあればいいと思う。

ただ、地域の方は、少年のことや非行のことも知っているので、少年やその家族に対して、厳しい見方をすることも多く、少年やその家族がストレスにどう対応していくのかということも課題となる。

- 子どもにとって、どのようなことが社会とのつながりを感じることができるのか。そのようなつながりを持つことへの意欲を起こさせる場面は、どのようなものがあるか。
- ◆ 社会の中で自分が必要だということを実感してもらえないということに変わりはないが、新しいことを行うのは難しさが伴うと思う。そこで、現在の社会奉仕活動などの類型を維持しながらもその幅を広げていき、その中で工夫することが近道ではないか。最近の福祉分野では、農業と障害を有する方を結びつける農業体験などの一つの類型の幅を広げる取組をしている。
- ◆ SNSでは、「炎上」や「バズる」という失敗例は話題になるが、素敵なコミュニケーションにより温かなつながりができたという成功例は、あまり話題にならないように感じる。良い結果が生まれるコミュニケーションの取り方などが共有できるようになれば良いと思う。
- ◆ 裁判所の認識として、教育的な働きかけが、過去と比べて上手くいかなかったと思うのか、上手くいっているものの、より良いものにしたいと考えているのか。その中で、SNSなどの現代的な問題が阻害要因としてあるため、克服のための方策を模索しているということか。

また、補導委託制度は、地域や民間の人が苦勞しながらも協力してくれることで、高い効果が得られているとのことであるが、ボランティアに近い側面があると感じた。現在、協力してくれる人の減少から、補導委託が利用しにくいいため、住み込みで少年が立ち直るチャンスが減ったという事情があるとは思いますが、裁判所としては、かつてのような補導委託制度の立ち直りのメカニズムが働かなくなったのか、メカニズムは働くものの、協力してくれる人が減少して

いることから、他の方法を考えようということなのか、現状の問題意識はどうか。

- △ 万引きを考える講習では、万引き被害にあった店舗の店長などに生の声を聴かせてもらっているが、私たちが気付かないようなこともあり、高い効果が見られた。このように、私たちだけの視点にとどまらず、様々な視点をもとに、より効果的な教育的な働きかけを模索している。また、補導委託については、上手くマッチングできれば、劇的に少年に変化を与えることができると感じているが、社会の変化もあり、住み込みで少年の面倒を見てくれる人が減少したり、高齢を理由に辞退をされることも多い。そのため、それに代わるものを模索している。
- ◆ 補導委託先について女子少年の受入れ先が乏しいため、女子少年の受入れ先を増やしてほしい。